

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第71号

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

岩手県立学校設置条例（昭和32年岩手県条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
(高等学校)					(高等学校)				
第2条 県立の高等学校を次のとおり設置する。					第2条 県立の高等学校を次のとおり設置する。				
名 称	区 分	課程等	学 科	位 置	名 称	区 分	課程等	学 科	位 置
[略]					[略]				
岩手県立盛岡南 高等学校		全日制 全日制	普通科 体育科	盛岡市	岩手県立南昌み らい高等学校		全日制 全日制	普通科 体育科	紫波郡矢巾町
岩手県立不来方 高等学校		全日制	普通科	紫波郡矢巾町					
[略]					[略]				
岩手県立久慈東 高等学校		全日制	総合学科	久慈市	岩手県立久慈翔 北高等学校		全日制 全日制	電子機械科 工業科	久慈市及び九 戸郡野田村
岩手県立久慈工 業高等学校		全日制 全日制	電子機械科 建設環境科	九戸郡野田村			全日制 全日制	建設環境科 総合学科	
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際現に岩手県立盛岡南高等学校及び岩手県立不来方高等学校に在学する生徒はこの条例による改正後の岩手県立学校設置条例に規定する岩手県立南昌みらい高等学校の相当学科の相当学年に、岩手県立久慈東高等学校及び岩手県立久慈工業高等学校に在学する生徒は同条例に規定する岩手県立

久慈翔北高等学校の相当学科の相当学年に編入するものとする。